

大垣市教育振興基本方針推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による大垣市教育振興基本方針の推進について協議するため、大垣市教育振興基本方針推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本方針の推進及び評価に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 教育活動に関係する者 7人

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。